

## 誓約書

下記の資格要件について事実と相違ないことを誓約し、誓約後に事実と相違する事実が明らかになったときは、大和市つどいの広場「こどもーる」事業運営法人に係るプロポーザルにおいて失格又は受注候補者としての決定を取り消されることになっていても異存はありません。

### 記

- 1 大和市入札参加者名簿に、営業種目「介護・福祉サービス提供業務」で登録されています。
- 2 令和4年6月1日現在、次のすべてを満たす団体です。
  - ①社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等、法人格を有しているもの。
  - ②神奈川県内において、2年以上子育て支援活動に実績のあるもの。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 4 国税、都道府県税及び市町村税に滞納はありません。
- 5 募集開始日前2年以内に銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていません（ただし、会社更生法（14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に大和市入札参加資格の認定を受けたものを除く。）。
- 6 募集開始日前6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）はありません（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に大和市入札参加資格の認定を受けたものを除く。）。
- 7 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者ではありません。
- 8 役員等（その役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（大和市暴力団排除条例（23年大和市条例第4号。以下「市条例」という。）第2条第4号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）ではありません。
- 9 暴力団（市条例第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配人等（市条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。）ではありません。
- 10 役員等が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していません。
- 11 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していません。
- 12 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 13 運営に従事する者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の5各号及び第34条の20第1項第3号に該当しません。
- 14 児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当します。

大 和 市 長 あて

令和4年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印